

令和4年度

第379回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>農業委員の皆さん、推進委員の皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和4年度第379回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、事務局より報告事項があるようです。</p>
事務局	<p>皆さん、こんにちは。事務局より報告をいたします。</p> <p>議案第3号、受付番号17番は令和4年6月24日付けで取下げとなりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中11名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。3番の仲宗根哲也委員、10番の屋宜文委員、13番の高宮城実一郎委員。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、2番の島袋孝栄委員、12番の新垣実委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事前現地調査委員は、5番の島袋貴委員、8番の仲村学委員、11番の仲泊元輝委員、報告者は11番の仲泊元輝委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、座って議事を進行させていただきます。</p> <p>議案第1号、受付番号5番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>受付番号5番を読み上げて説明。</p> <p>以上、ご審査のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>現地調査を5番島袋貴委員、8番仲村学委員、11番仲泊元輝委員の御3名で行っていますので、調査報告を11番仲泊元輝委員よりお願ひいたします。</p>
11番	<p>6月24日金曜日、午後1時から午後3時30分まで5番島袋貴委員と8番仲村学委員、私、11番仲泊元輝、また事務局からは譜久山局長と與那嶺主査の5人で現地調査を行いました。補足につきましては、島袋貴委員、仲村学委員、よろしくお願ひします。報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号5番、見取図の1ページになります。申請地は知花5丁目844番、871番は知花城址の東に位置し、現状は準備中の畑でした。3条調査書の報告をいたします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者2名で、年農業従事日数250日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても申請地の面積2,586m<sup>2</sup>で、沖縄市の</p>

	下限面積の10a (1,000m <sup>2</sup> ) を満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地は野菜の栽培の予定であり、周辺地域との調和もとれていると判断しました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第1号 受付番号5番について、委員の意見を求めます。7番、宮城委員。
7番	まず、譲受人の年齢の確認と、それと今この写真から見るとまだ木が生い茂っている形なんですが、これから準備をするということなんでしょうか。
事務局	年齢につきましては、43歳です。
事務局	私も現地調査に行ったんですけども、確かに今、航空写真で見ると原野みたいな利用状況調査でも赤であったんですけども、現地調査に行ったときにもう伐開している途中だったんですよ。ですから畑に、その申請のときにも確認したんですけども、伐開して畑をするということの確認を取っていますので、また貸付人、借受人も親子関係で、その点は開墾してやっていくと考えられます。
議長	しばらく休憩いたします。
	(一 休 憩 一)
議長	再開いたします。 4番、仲宗根光夫委員、どうぞ。
4番	こういう、写真から見ると相当な繁茂している、またマークも赤ということで、もし畑に戻す場合にこの農林水産課あたりから、もうエンボの助成金というか、補助というのはそういうのには該当しないですか。
事務局	農用地が対象となっています。
4番	農用地。白地のほうは。
事務局	対象外になります。
4番	対象外、分かりました。畑の今までモー（原野化）になっているこういう山林の状態というんですか、そうなっているので、多分税金も上がっているのか、そのままこれは現況も畑、登記簿も畑というと、こういうのは多分税金も上がっているはずですから、こういう伐開することによって税金が下がる。できれば早めに開けてもらって、12月初め頃又は、11月下旬には大体開け

	るというものですから、税金の軽減というんですか、図れるといいなと思います。
事務局	現地調査に行ったときに、この面積から言うと、5分の1か6分の1ぐらいなんですけど、もう既に伐開して開けて畑ができる状況にはなっていました。
4番	もう一つ、もしこういうエンボ代とか助成を受ける場合に、事前に相談するのか、やってしまってから相談するのかというのは意味が少し違うと思うので、できれば伐開する前に相談したほうがいいと思うけど、そういうのはどんなん？（どうでしょうか）。
事務局	農林水産課のほうで開墾事業ということで予算を確保しております。これまで業者に委託して直接この事業を行っていました。今年から見直して助成にしよう。今おっしゃっていたエンボ代とか個人に対しての助成をしましょうというふうな方向で考えているということをいただきました。皆さん自分でできるところはやって、借りられる機械は自分で借りて、それに対しての助成をしましょう。工事費の委託ではなくて助成金という形に変えていく。そうすると幅広く活用できるというふうな考えでもついて、そういう形の助成になるんじゃないかと言われております。
4番	11番仲泊元輝委員が牧草地をやるときは、助成を受けましたか？
11番	出なかったですね。この倒した後の木を片づけるのに莫大な費用がかかるというのも、助成が入らなくて自分でやったんじゃないですかね。あのときは機械の補助じゃなくて、受けなかつたですね。
4番	そうらしいです。
議長	ありがとうございます。
議長	ありがとうございます。どうぞ、ほかにありましたら。なければ進行したいと思いますけれども、進行してよろしいですか。
	「進行」の声あり
議長	進行いたします。 異議なしの声。議案第1号、受付番号5、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)

議長	<p>許可することに全員が賛成ですので、許可といたします。</p> <p>議案第2号、受付番号4番から5番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号4番、5番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号についても現地調査されておりますので、11番、仲泊元輝委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
11番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号4番、見取図の2ページになります。申請地は、知花公民館の西に位置し、現況はクロキの植えられた畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地域にあり、第3種農地といたしました。</p> <p>受付番号5番、見取図の3ページになります。申請地は、県営古謝団地の西に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしており、第3種農地と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号、受付番号4番から5番について委員の意見を求めます。</p>
	<p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声がありますけれども、進行してもよろしいですか。</p>
	<p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号4番から5番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第2号 農地法第4条第1項の規定許可申請に対する意見について、受付番号4番から5番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

(賛成者挙手)

議長

全員が賛成。議案第2号、受付番号4番から5番については許可相当といたします。

議案第3号、受付番号16番、18番から23番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

受付番号16番、18番から23番を読み上げて説明。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議案第3号についても現地調査されておりますので、11番、仲泊元輝委員、現況報告と農地の区分をお願いいたします。

11番

ご報告いたします。

議案第3号、受付番号16番、見取図の4ページになります。申請地はコザ自動車学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地帯にあり、第3種農地といたしました。

受付番号18番、見取図の6ページになります。申請地は沖縄市福祉文化プラザの東に位置し、現況は遊休地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第2種中高層住居専用地域にあり、第3種農地といたしました。

受付番号19番、見取図の7ページになります。申請地は、明道公民館の北に位置し、現況は家庭菜園をしている状況でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地といたしました。

受付番号20番、見取図の8ページになります。申請地は、比屋根公民館の西に位置し、現況は雑草の繁茂した状況でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2つ以上ある地域にあり、第3種農地といたしました。

受付番号21番、見取図の9ページになります。申請地は、東桃原公民館の西に位置し、現況は工場の建物がある状況でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地といたしました。

受付番号22番、見取図の10ページになります。申請地は、市営登川団地の北東に位置し、現況は遊休地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地といたしました。

受付番号23番、見取図の11ページになります。申請地は、市立胡屋あけ

	ぼの保育所の南東に位置し、現況は雑草の生えた休耕地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地といたしました。以上です。
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号19番、18番から23番について、委員の意見を求めます。7番、宮城委員どうぞ。</p>
7番	<p>ちょっとお伺いします。受付番号21番ですね。この写真から見ると建物は以前から建っていて、その部分の売買となっているんですが、それに至った経緯が分かればお願いします。</p> <p>それともう一つ、受付番号23番、一応下水道敷地占用許可済みと書いてあるんですが、これは進入路はそこを利用するということになっていますか。</p> <p>この2点をお願いします。</p>
事務局	21番の、これは事後承認になるんですが、もともとその地番にはみ出して建物が建てられていた。そこを改めるために分筆をしてそこだけの農地転用となっています。建てられた経緯というのは、何年かというのはちょっとこちらでは把握していません。
7番	例えば、現時点は借地契約をしているのを売買に変えるとか、そういう話になるのかな。僕は長いことそのまま置いてあった感じがするものだから。
事務局	<p>敷地の一部に建っておりました。それを分筆しました、それを売買しますという手続になります。</p> <p>受付番号23番の排水路敷の質問ですが。地図ですが、今ここが現在申請なされている場所で、占用許可が下りているのはこの部分です。このまたぐところ。進入口は前回資材置場として転用したこの土地の一部を通っていきます。5丁目のこの住宅地の中、市道からここを下りていって中に行くという、4m幅で車道といった形で申請がなされています。</p>
7番	じゃあそのちょっとしたものを持ちいで行くということよね。
事務局	そうです、占用許可(排水路)をいただいたということになっています
議長	<p>ほかにありましたらどうぞ。</p> <p>ないようすけれども進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	では進行いたします。

	て、受付番号16番、18番から23番までを許可相当とすることに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号16番、18番から23番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員が賛成。議案第3号 受付番号16番、18番から23番については、許可相当といたします。
	議案第4号、受付番号1番から11番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借） 受付番号1番から11番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは、議案第4号、受付番号1番から11番についても現地調査されておりますので、11番、仲泊元輝委員、現況報告をお願いします。
11番	ご報告いたします。 議案第4号、受付番号1番、見取図の12ページになります。申請地は、北美土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の南に位置し、現況は遊休地でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。 受付番号2番、見取図の13ページになります。申請地は、池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の北東に位置し、現況は遊休地でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。 受付番号3番、4番、見取図の14ページになります。申請地は、北美土地改良区内にあり、市民ふれあい農園の東に位置し、現況は遊休地でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。 受付番号5番、6番、見取図の15ページになります。申請地は、北美土地改良区内にあり、市民ふれあい農園の東に位置し、現況はススキの生えた遊休地でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第1

0に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。

受付番号7番、8番、見取図の16ページになります。申請地は、北美土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の南東に位置し、現況は遊休地でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。

受付番号9番、10番、見取図の17ページになります。申請地は、北美土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の南に位置し、現況は遊休地でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。

受付番号11番、見取図の18ページになります。申請地は、池原第二土地改良区内にあり、池原市営住宅の北西に位置し、現況は出荷後のキク畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。以上です。

議長

ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。

議案第4号、受付番号1番から11番について委員の意見を求める。どうぞ7番、宮城委員。

7番

受付番号1番、2番です。この利用できる期間が来年の3月31日までということで、かなり短くなっているんですが、その理由をちょっと教えてください。

事務局

書かれているとおり読んでみます。「1番、2番は毎年更新を地主が希望、前回の更新を忘れたため5年3月31日までの申出となっております。」という補足が付けられております。

7番

毎年毎年更新か。

議長

よろしいですか、宮城委員。

4番、仲宗根光夫委員どうぞ。

4番

余談ですけれども、6ページの受付番号3番の雑種地というのがあるでしょう？ 前はこれ、斜面だったのを土を取って畑に変えてあるんですよ。あの周辺はほとんど、ほかのところは平坦地だったんだけども、平坦地をそのまま下げて平坦に、こっちは少し斜面があったのでこれを削って畑に。そういう類のものに。仲宗根正人委員が知っているかね…。知ってないかもしれないという。昔、茶山ということで何名かが購入して、この●●●●さんも、あのときは若かったんでしょう、そういう斜面地とこれを削ってミカン畑にしてあるはず。そういうことで、これを今度は宮城委員が頑張っていろいろなのを手配してやったのがそこになっています。また、もう一つの同じ●さんの土地の話が進んでいるようで、北美土地改良区としてはうれしいです。できれば青年給付金も出るよう、若ければ、お願ひします。

議長	どうぞほかにありましたら。なければ進行したいと思います。進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	では進行いたします。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号1番から11番を承認相当とすることに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号1番から11番を承認とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員が賛成、議案第4号、受付番号1番から11番を沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4号第1項第1号に該当することと承認いたします。
	引き続きまして議案第5号、受付番号1番から8番、農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。議案書の10ページ。 議案第5号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について。 受付番号1番から8番を読み上げて説明。 以上となっております。ご審査のほどよろしくお願いします。
議長	それでは現地調査の報告を11番仲泊元輝委員、お願いいいたします。
11番	ご報告いたします。 議案第5号、受付番号1番から8番、見取図の12ページになります。申請地は、市立宮里中学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第2土地区画整理地内にあり、第3種農地としました。以上です。
議長	それでは、委員の意見を求めます。どうぞ、4番仲宗根光夫委員。
4番	この競売というのは、最低競売価格というのがあるんですか。

事務局	あります。
議長	しばらく休憩いたします。  (一 休 憩 一)
議長	再開いたします。 議案第5号については、適格証明相当とすることに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なし。買受適格者であることを証明相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	証明相当とすることに全員が賛成ですので、承認相当といたします。 議決を読み上げます。議案第5号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について、買受番号1番から8番について、買受適格証明の交付を受け最高価買受人になり、農地法第5条の許可申請書を提出したとき、証明交付時と変更がない場合は証明交付時の意見を付して進達してもよろしいでしょうか。
	しばらく休憩いたします。
	(一 休 憩 一)
議長	再開いたします。 証明交付時と変更がない場合は、証明交付時の意見を付して進達してもよろしいでしょうか。
	「はい」の声あり
議長	ありがとうございました。 議案第1号から第5号までの審議、大変お疲れさまでございました。 これをもちまして、令和4年度第379回総会を閉会いたします。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和4年6月28日

会長 池宮城 印

議長 池宮城 印

2番 島袋春彦 印

12番 新垣実 印